

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利

記

1 入札に付する事項

件 名	履行期間	履行場所	備 考
仮設トイレ等借上げ	契約締結日～令和8年8月10日	航空自衛隊岐阜基地	
	借上期間		
	令和8年7月29日～令和8年7月31日		

2 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
(2) 日 時 令和8年5月25日(月) 10:30

3 適用する契約条項(航空自衛隊標準契約条項 借上契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外))を示す場所は航空自衛隊岐阜基地ホームページの岐阜基地会計調達情報欄

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者でないこと。
(2) 令和7、8、9年度競争参加資格(全省庁統一資格)の競争参加地域「東海・北陸」で営業品目「役務の提供等 D以上」の資格を有する者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合にはこの限りではない。

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金：予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金：予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。

7 決定方法 総額決定(予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者を契約の相手とする。)

8 契約方法 確定契約

9 入札の無効 4の参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 説明会 無

11 契約(請)書作成の有無 有

12 その他

- (1) 郵便入札の場合は、入札書右上段に「郵便」又は「〒」と記入し、担当宛に郵送すること。
ただし、入札書は 令和8年5月22日(金)17時 まで到達しない場合は無効とする。
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱いになるため承知されたい。
(2) 代理入札者については委任状を提出のこと。
(3) 入札参加者は入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(4) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数がある時、その端数金額を切り捨てるものとする。
(5) 本公告の記載事項の詳細については、業務部会計課(Tel 058-382-1101 内線2915) 担当 藤原(ふじわら) まで。

入 札 書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、入札致します。

令和8年5月25日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

住 所
会社名
代表者名

印

記

履行期間	契約締結日～令和8年8月10日	履行場所			航空自衛隊岐阜基地	
借上期間	令和8年7月29日～令和8年7月31日					
品名（件名）	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
仮設トイレ等借上げ	仕様書のとおり	式	1			
	ー以下余白ー					

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

委 任 状

令和8年5月25日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

(委任者)
住 所

社 名

代 表 者

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|--------|---------------------|
| 1 件名 | 仮設トイレ等借上げ |
| 2 履行期間 | 契約締結日～令和8年8月10日 |
| 3 借上期間 | 令和8年7月29日～令和8年7月31日 |
| 4 履行場所 | 航空自衛隊岐阜基地 |

(代理人)
住 所

氏 名

代理人使用印鑑

入札資料送付

業者各位

〒504-8701
岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊岐阜基地第2補給処業務部
会計課契約班 担当: 藤原
TEL:058-382-1101 (内線2915)
FAX:058-382-1101 (内線5961#)

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、お手数ですが入札参加の有無等をご記入の上FAXにて返信をお願いします。詳細は岐阜基地HP 公告G-27 をご確認ください。

件名 : 仮設トイレ等借上げ
履行期間 : 契約締結日～令和8年8月10日
履行場所 : 航空自衛隊岐阜基地
入札日時 : 令和8年5月25日 (月) 10:30
入札実施場所 : 岐阜県各務原市那加官有地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
参加資格 : 公告記載のとおり
その他 : ※ 参加の有無等下記事項を記入の上、FAXにて返信してください。
※ 資格通知書の写しをFAX又は持参により提出して下さい。

参加の有無 有 ・ 無

参加方法 郵便入札 ・ 当日参加

辞退理由

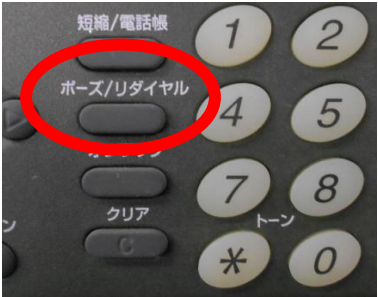
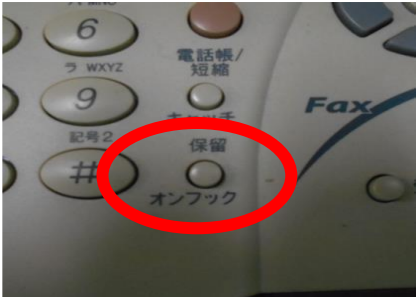
業者名

連絡先

担当者名

部外から第2補給処岐阜基地へFAXを送信する方法

令和8年4月17日0800以降下表のとおり

区分	ボタンFAX電話一体型(受話器有りタイプ)	業務用FAX(受話器無しタイプ)	
外観			
番号操作	058-382-1101+ <u>5961#</u> 	※ 058-382-1101+PPPPP+ <u>5961#</u> ※ポーズ/リダイヤルボタン	オンフック+058-382-1101+ <u>5961#</u> ※オンフックボタン又はモニター、スピーカーボタン
送信要領	① 原稿をセット ② 受話器を上げ基地代表番号をダイヤル ③ 音声ガイダンスが流れるので内線番号を入力 ④ 「ピー、ピー」というFAX信号を確認後、「スタート又はファックス」ボタンを押し受話器を下す。 ⑤ FAXが送信されます。	① 原稿をセット ② 岐阜基地代表番号を入力、続けて「ポーズ/リダイヤル」ボタンを6回押した後、内線番号入力して[スタート又はファックス]ボタンを押す。 ③ 音声ガイダンス開始後に内線番号(ピ・ポ・パ)と送出されFAXが送信されます。	① 原稿をセット ② オンフックボタンを押し、岐阜基地代表番号を入力 ③ 音声ガイダンス開始後に内線番号を入力 ④ 「ピー、ピー」というFAX信号を確認した後、「スタート又はファックス」ボタンを押す。
機能ボタンの一例			

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名 仮設トイレ等借上げ
- 2 整理番号 施 8
- 3 作成年月日 令和 8 年 4 月 1 5 日
- 4 作成部隊名 第 2 補給処業務部施設課
- 5 履行場所 航空自衛隊 岐阜基地
- 6 役務概要 仮設トイレ等の借上げ、設置及び撤去の実施

品 名		規 格	数 量
仮設トイレ	軽水洗	洋式大小兼用型（汲取り式） 水補充口は本体後部に付帯すること。	17 基
	小便器	ドア無し（汲取り式）	7 基
	多目的トイレ	多目的用、室内手洗い付（汲取り式）	2 基
目隠しフェンス		H2400mm×W1800mm（基準） （設置用資材含む。固定は杭を使用）	30 枚
バルーン投光機		1000W 燃料込（機器稼働時間約 5 時間） 参考型番 shindaiwa SBL133IDGC-B 同等品以上可	30 台
発動発電機		25/20KVA 燃料込 オイルフェンス込	2 台
発動発電機		1.6KVA 燃料込	5 台

7 一般事項

- （1）本役務の統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。
- （2）契約締結後、速やかに監督官と搬入日等の細部打合せを行うものとする。
- （3）搬入時及び搬出時は、契約相手方担当者及び官側検査官立会いにて搬入・搬出検査を実施するものとする。
- （4）仮設トイレ等については、別図第 1 から第 3 を基準に設置するものとする。
- （5）作業日程等

ア 搬入及び設置

令和 8 年 7 月 2 9 日（水）から搬入及び設置を開始し、同年 7 月 3 0 日（木）1 2 時まで完了させるものとする。

イ 撤去及び搬出

令和 8 年 7 月 3 1 日（木）9 時頃から撤去及び搬出を開始し、同日 1 7 時まで完了させるものとする。また、作業開始の順序については、監督官の指示によるものとする。

8 特記事項

(1) 設置及び撤去要領

ア 監督官の指示のもと設置するものとする。

なお、設置位置に変更が生じた場合は、監督官と協議したのち、指示された場所に設置するものとする。

イ 設置場所ごとに同じ形式及び色調で揃えるようにするものとする。

ウ 地面の水平状態を調整し、がたつきのないように設置するものとする。

エ 固定金具等の突起物等には、必ず危害予防の措置を施すものとする。

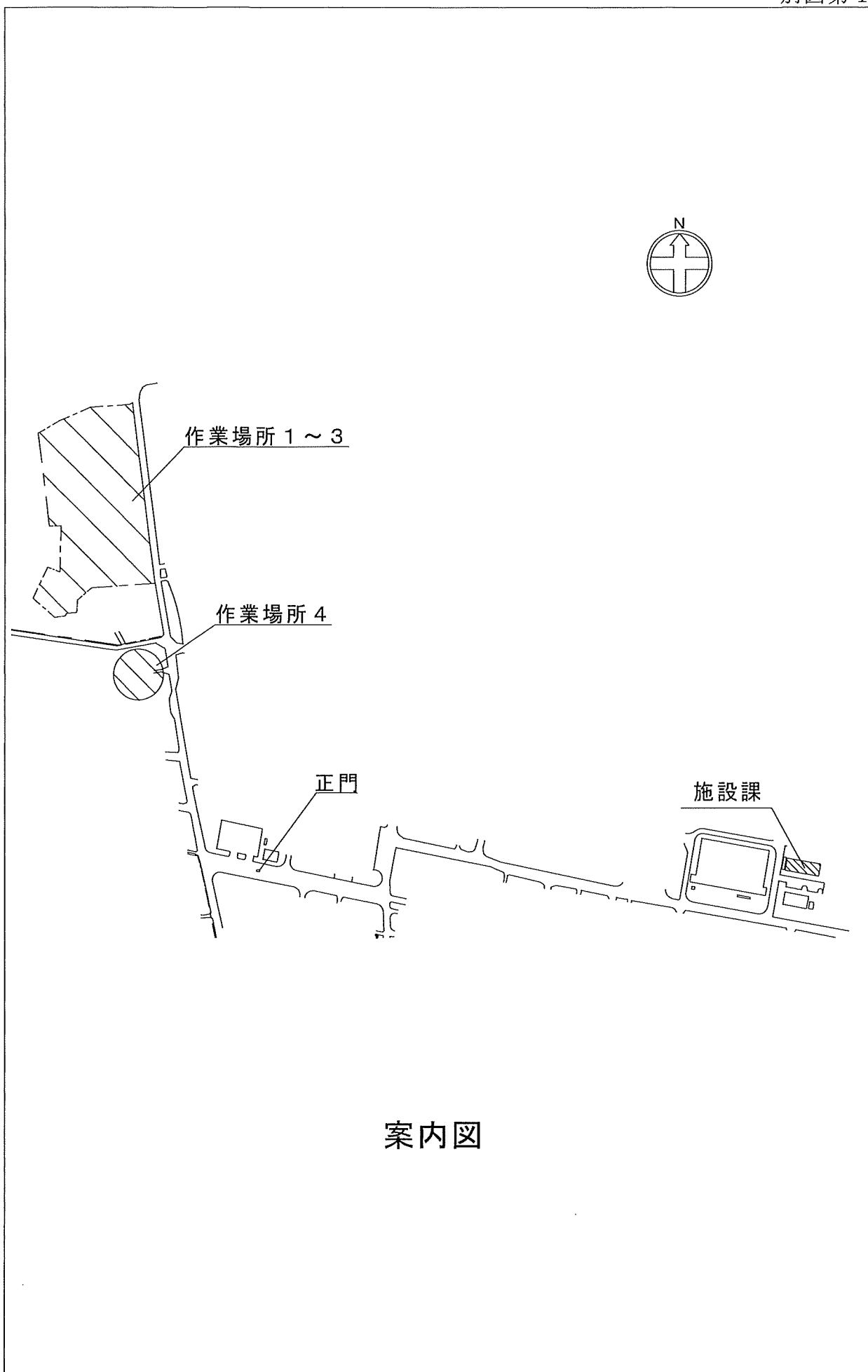
オ 仮設トイレ並びに目隠しフェンスは強固な転倒防止措置を講ずるものとし、男女の境界面は相互から見えないものとする。

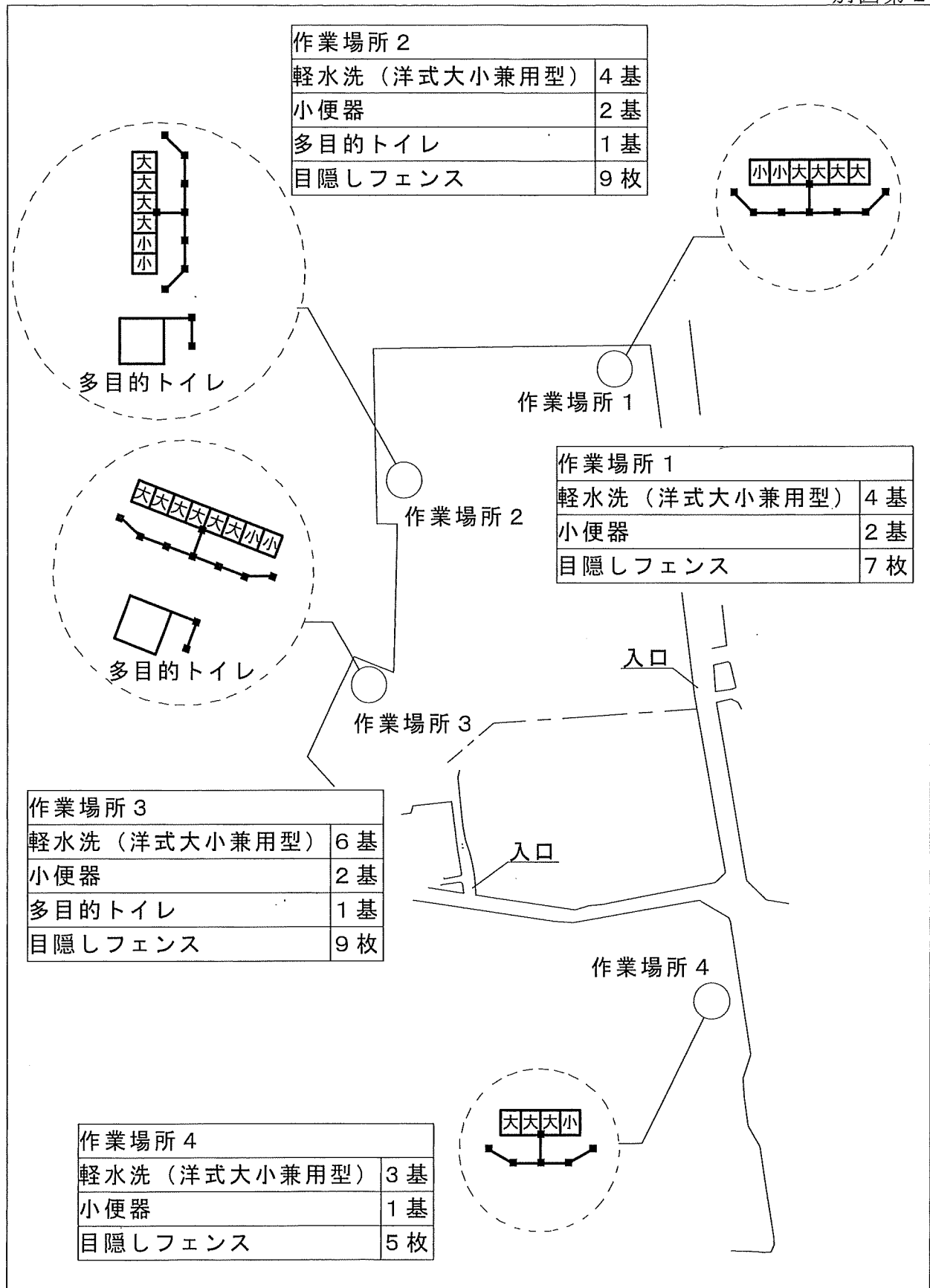
カ バルーン投光機及び発動発電機の稼働（機器稼働時間約5時間）に必要とする燃料は、請負業者にて負担するものとする。

キ 機器等撤去の際、設置場所の地面の不陸調整（簡易補修）を実施するものとし、そののち撤去状況の確認を受けるものとする。

(2) 本役務履行中、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置をとるとともに、万一、損害を与えた場合は、請負業者の負担にて原状に復するものとする。

(3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、監督官に申し出をした後、契約担当官と協議するものとする。





仮設トイレ設置図 (基準)

※軽水洗 (洋式大小兼用型) を「大」と表記する。

